

高砂市地域見守り活動支援事業補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通学路等において子どもの見守り活動を行うものに対し、予算の範囲内において、そのものが加入する保険の保険料相当分の補助金を交付し、又は見守り活動用品を貸与することに関し必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな成長のための適切な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「見守り活動」とは、市民及び団体が、自主的に、小学校の学区程度を活動の範囲として通学路を中心に、登下校中の子どもの安全・安心を守る活動をいう。

2 この要綱において「補助対象者」とは、見守り活動を行う市民及び団体をいう。

3 この要綱において「見守り活動用品」とは、見守り活動を行うに当たって必要な物品として別表に掲げるものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が見守り活動を行うに当たって加入したボランティア保険の掛金とする。

(申請)

第4条 市長は、補助金の交付又は見守り活動用品の貸与を受けようとする補助対象者に対し、地域見守り活動支援事業補助金等申請書(様式第1号)を提出させるものとする。

2 前項の場合において、団体に申請をさせるときは、市長は、地域見守り活動支援事業補助金等申請書の申請者欄には団体の代表者を記入させ、当該団体に所属するその他の活動者を記載した地域見守り活動支援事業活動者名簿(様式第2号)を併せて提出させるものとする。

3 第1項の場合において、団体に申請をさせるときは、地域見守り活動支援事業補助金等申請書に定める見守り活動計画内の実施場所欄には、団体が行う実施予定場所の全てを記載させるものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は見守り活動用品の貸与の可否を決定し、見守り活動支援事業交付・貸与決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(見守り活動用品の貸与を受けた場合の条件)

第6条 この要綱に基づき見守り活動用品の貸与を受けたときは、当該貸与を受けた者は次に掲げる条件を遵守しなければならないものとする。

- (1) 見守り活動用品を譲渡し、若しくは交換し、又は見守り活動以外の目的に使用しないこと。
- (2) 見守り活動用品を適正に管理し、破損、紛失等が生じたときは、直ちに市長に報告すること。

(見守り活動の中止)

第7条 市長は、補助対象者が年度途中で見守り活動の内容を変更しようとするとき、又は見守り活動を中止しようとするときは、地域見守り活動支援事業内容変更・中止届出書(様式第4号)を提出させるものとする。

(実績報告等)

第8条 市長は、補助対象者が行った見守り活動の実績について、毎年度、地域見守り活動支援事業実績報告書(様式第5号)により、別に定める期日までに提出させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

物品名
メッシュゼッケンベスト
メッシュキャップ
自転車反射パネル